

毎週月.水.金曜日発行

富山県報

令和 7 年 2 月 14 日

金 曜 日

第5338号

目 次

告 示	
○保安林の指定施業要件の変更予定	1
公 告	
○公共測量の終了	2
○公共測量の実施	4
○富山県の物品等調達に係る一般競争入札の実施	5
○大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設の届出	10

告 示

富山県告示第53号

保安林の指定施業要件の変更予定について

農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第 249号）第33条の 3 において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和 7 年 2 月 14 日

富山県知事 新 田 八 朗

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

富山県富山市八尾町島地字明地谷20の 1、21の 1、22の 3、22の 4、24の 5 から24の 9 まで、25の 2、25の 3、26の 1、26の 2、27の 1 から27の 5 まで、28の 1 から28の 5 まで、29の 1 から29の 4 まで、29の 6、29の 8 から29の11まで、30の 2、30の 3、31の 2 から31の 4 まで、32の 1、32の 2、33、34の 1、34の 2、315から318まで、321、322、324、328、329、332、336、345、八尾町中島字明地谷25、26、27の 1、27の 2、28の 1 から28の 4 まで、29の 1、29の 2、30、31の 1 から31の 3 まで、32、33、34の 2、34の 3、35の 1 から35の 3 まで、字大窪坂 327、字峠394から396まで、字峠坂398、399、八尾町獵師ヶ原字水上谷24、字中

滝6の2、八尾町尾畑字黒岩15の1から15の4まで、16の2から16の7まで、字鍋谷19の1から19の8まで、20の1から20の4まで、21、22の1、22の3から22の5まで、23の1から23の4まで、24の1から24の7まで、25の1から25の3まで、25の5、25の6、字水谷47の1から47の6まで、48の1、48の2、49の1から49の7まで、50の2から50の5まで、51の1から51の7まで、52の1から52の5まで、53の1から53の5まで、54の1から54の4まで、八尾町小畑字上ノ山9の1から9の11まで、13の1から13の7まで、字水谷15の1から15の6まで、15の8から15の11まで、八尾町細滝字谷口山27の1から27の5まで、27の8、27の9、28の1、28の2、28の4から28の6まで、29の1、29の2、29の4、30の1から30の4まで、31の1、31の2、32の1から32の8まで、32の10、字平田山34の1から34の4まで、字谷口841の1、841の2、842から850まで、851の1、851の2、853から855まで

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を富山県庁及び富山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

~~~~~  
**公 告**  
 ~~~~~

公共測量の終了

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規

定により、国土交通省北陸地方整備局松本砂防事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和7年2月14日

富山県知事 新 田 八 朗

1 作業種類

公共測量（航空レーザ測量）

2 作業期間

令和6年4月8日から令和6年10月30日まで

3 作業地域

富山県下新川郡朝日町

公共測量の終了

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省北陸地方整備局富山河川国道事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和7年2月14日

富山県知事 新 田 八 朗

1 作業種類

公共測量（空中写真測量、数値図化、航空レーザ測量）

2 作業期間

令和6年6月10日から令和6年11月29日まで

3 作業地域

常願寺川

公共測量の終了

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、農林水産省北陸農政局水橋農地整備事業所長から次のとおり公共測量

を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和7年2月14日

富山県知事 新 田 八 朗

1 作業種類

公共測量(GNSS及びTSによる基準点測量)

2 作業期間

令和5年6月20日から令和6年5月31日まで

3 作業地域

富山県富山市及び中新川郡上市町地内

公共測量の終了

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、富山農林振興センター所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和7年2月14日

富山県知事 新 田 八 朗

1 作業種類

基準点測量、水準測量

2 作業期間

令和6年9月10日から令和6年11月29日まで

3 作業地域

富山県中新川郡立山町東中野新ほか地内

公共測量の実施

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省北陸地方整備局富山河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和7年2月14日

富山県知事 新 田 八 朗

1 作業種類

基準点測量

2 作業期間

令和6年11月18日から令和7年1月31日まで

3 作業地域

富山県下新川郡朝日町境内

公共測量の実施

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省北陸地方整備局富山河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和7年2月14日

富山県知事 新 田 八 朗

1 作業種類

基準点測量

2 作業期間

令和6年11月21日から令和7年1月31日まで

3 作業地域

富山県氷見市幸町外地内

富山県の物品等調達に係る一般競争入札の実施

富山県の物品等調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第6条の規定により公告する。

令和7年2月14日

富山県知事 新 田 八 朗

1 入札に付する事項

(1) 借入物品等の名称及び数量

富山県庁情報通信網（庁内 LAN） ノート型パソコン 1,111台

(2) 借入物品等の規格、機能、性能等

入札説明書による。

(3) 借入期間

令和7年10月1日から令和12年9月30日（60箇月）

(4) 借入場所

仕様書のとおり

(5) 借入条件

入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（令和6年富山県告示第165号）第1の規定に該当しない者であること。

(2) 富山県における物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査を受けた者であって、開札日の前日までに富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第86条第3項の規定による競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。

なお、当該競争入札に参加する資格の審査については、物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（令和6年富山県告示第165号）第4の4に掲げる場所において随時申請を受け付けている。

3 入札に参加する者に求められる義務

本件入札に参加しようとする者は、入札しようとする物品等の仕様が、入札説明書に示した規格、機能、性能等に適合するものであることを証明する書類等を5(2)の提出期限までに、提出しなければならない。

なお、提出した書類等に関し、契約を担当する職員から説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 電子入札の実施

- (1) 競争参加資格確認申請書及び入札書等の提出は、とやま電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）を使用して行う。

ただし、やむを得ない事由により電子入札システムを使用して提出を行うことができない者は、書面による提出を行うことができる。

- (2) 電子入札システムにより提出する書類は、締切時間を指定した場合を除き、富山県の休日を定める条例（平成元年富山県条例第1号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く午前8時30分から午後8時までに送信すること。

また、持参又は郵送により提出する書類は、締切時間を指定した場合を除き、休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで（持参の場合は正午から午後1時までの時間を除く。）に出納局総務会計課に必着すること。

- (3) 入札手続きに係る提出場所及び問い合わせ先（この公告に関する事務を担当する室課の名称）

〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号

富山県出納局総務会計課用度管理係

電話 076-444-3423、3424（直通）

5 競争参加資格確認申請書及び入札説明書等

- (1) 競争参加資格確認申請書及び入札説明書に定める書類の提出方法

電子入札システムを使用して提出すること。

なお、書面で提出しようとする者は、提出期限までに持参又は郵送により、4(3)へ提出すること。また、この場合において郵送によるときは、書留郵便等発送の記録が残る方法とし、提出期限までに必着とすること。

- (2) 競争参加資格確認申請書及び入札説明書等に定める書類の提出期限

公告の日から令和7年3月4日（火）午後5時15分まで

- (3) 入札説明書等の配布

令和7年2月14日（金）から令和7年2月25日（火）までの間（休日を除く。）の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで、4(3)の場所において希望者に無料で交付するほか、富山県入札情報サービスシステム（下

記URL)の「入札公告情報」に公開する。

<https://toyama.efftis.jp/ebid01/PPI/Public/PPUBC00100>

(4) 入札説明会の日時及び場所

ア 日時 令和7年2月18日(火)午後1時30分

イ 場所 〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号

富山県庁入札室(本館1階)

6 入札・開札の日時

(1) 入札書の提出方法

5(1)と同様とする。

(2) 入札書の提出期間

令和7年3月17日(月)午前8時30分から令和7年3月18日(火)午後4時まで

ただし、提出締切の前日までは午前8時30分から午後8時(紙入札者の入札書の提出は午後5時15分)まで

(3) 開札日時

令和7年3月19日(水)午前10時00分より

入札は電子入札システムで実施し、入札者は開札に立ち会うことはできないこととする。

なお、再入札を実施する場合、翌営業日の同じ時間に開札を実施する。

7 入札の方法

(1) 入札書に記載する金額は、入札しようとする物品等の1箇月分の賃借料の金額とする。

(2) 落札金額は、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とするので、入札に参加する者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札保証金に関する事項

免除とする。

9 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

- (1) この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) この公告に示した入札に参加する者に求められる義務を履行しなかった者のした入札
- (3) その他入札説明書に示した無効の入札の条項に該当する入札

10 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出した者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、当該同価の入札について電子くじにより、落札者を決定する。
- (3) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、再入札をする。再入札における入札書の提出期間及び開札日時は入札説明書による。
- (4) 再入札に参加できる者は、最初の入札に参加した者に限るものとする。再入札の回数は原則として1回を超えないものとする。

11 その他

- (1) 契約の締結に当たっては、契約書を作成するものとする。
- (2) 入札書及び入札に係る書類並びに契約書及び契約に係る書類において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨による表示に限る。
- (3) 契約保証金に関する事項は、入札説明書による。
- (4) 本件調達契約は、特例政令の適用を受ける。
- (5) 本件調達契約に係る苦情の申立てがあり、富山県特定調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合においては、本件契約手続の停止等を行うことがある。
- (6) その他詳細は、入札説明書による。

12 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be obtained:
Notebook Computer, 1,111 set
- (2) Time limit of tender: By 4:00 p.m. 18 March 2025.

(3) Contact point for notification:

General Affairs, Accounting and Property Management Division

Treasury Bureau

Toyama Prefectural Government

1-7 Shinsogawa, Toyama-shi, Toyama Pref.

930-8501 Japan

Telephone: 076-444-3423, 3424

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

令和7年2月14日

富山県知事 新 田 八 朗

1 店舗の名称及び所在地

とやま生活協同組合 コープ経堂店（仮称） 富山市経堂3丁目111 ほか
8筆

2 店舗を設置する者 とやま生活協同組合

3 店舗において小売業を行う者 とやま生活協同組合

4 新設の日 令和7年10月1日

5 店舗面積の合計 1,502㎡

6 店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数 建物北側1箇所/115台

(2) 駐輪場の位置及び収容台数 建物北東側1箇所/23台

(3) 荷さばき施設の位置及び面積 建物南東側1箇所/183㎡

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 建物内南側1箇所/14㎡

建物南側1箇所/6㎡

7 店舗の施設の運営方法に関する事項

- (1) 店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
午前9時及び午後9時
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分～午後9時30分
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 3箇所／西側1箇所、北側1箇所、
東側1箇所
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時～午後3時
- 8 届出の日 令和7年1月17日
- 9 縦覧場所 富山県商工労働部地域産業振興室経営支援課
- 10 縦覧期間 令和7年2月14日から令和7年6月16日まで
- 11 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部地域産業振興室経営支援課に提出することができる。

- (1) 氏名及び住所（法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）
- (2) (1)の事項の公表の可否
- (3) 当該店舗の名称及び所在地
- (4) 意見及びその理由

